

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 **A** を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について **A** を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）に定める **C** に合致するものでなければならない。
- ④ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

	A	B	C
1	無線設備	電波の型式又は周波数	技術基準
2	無線設備	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（放送をする無線局を除く。）の開設の根本的基準
3	工事設計	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
4	工事設計	電波の型式又は周波数	無線局（放送をする無線局を除く。）の開設の根本的基準

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の落成後の検査等について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の **A** 並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- ② 電波法第8条第1項第1号の工事落成の期限（同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後 **B** 以内に①の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の **C** ならない。

	A	B	C
1	資格及び員数	2週間	免許を拒否しなければ
2	資格及び員数	3箇月	予備免許を取り消さなければ
3	資格及び業務経歴	3箇月	免許を拒否しなければ
4	資格及び業務経歴	2週間	予備免許を取り消さなければ

A-3 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか。電波法（第18条第1項）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣にその工事の結果を記載した書面を提出し、審査を受けた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 その工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 その工事が完了した後、試験電波を発射し、その電波が正常であることを確認しなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A 以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく B を撤去しなければならない。
- ⑤ C に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	10日	送信装置	④の規定
2	10日	空中線	③の規定
3	1箇月	送信装置	③の規定
4	1箇月	空中線	④の規定

A-5 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 4 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の0.05パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.05パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A-6 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの及び伝送情報の型式が電信であって A を目的とするものを表す。
- ② 「J3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調で B による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表す。
- ③ 「F7D」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である C のチャンネルのもの及び伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令のものを表す。

	A	B	C
1	自動受信	抑圧搬送波	2以上
2	自動受信	低減搬送波	1又は2以上
3	聴覚受信	抑圧搬送波	1又は2以上
4	聴覚受信	低減搬送波	2以上

A-7 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が A の水晶発振回路により又は B によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の C その温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

	A	B	C
1	試験用	その精度を確かめる試験機器	温度係数に応じて
2	試験用	これと同一の条件の回路	温度係数にかかわらず
3	当該送信装置	これと同一の条件の回路	温度係数に応じて
4	当該送信装置	その精度を確かめる試験機器	温度係数にかかわらず

A-8 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには B をそれぞれ設けなければならない。ただし、 C 周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B	C
1	避雷器又は接地装置	避雷器	26.175MHz以下の
2	避雷器又は接地装置	接地装置	26.175MHzを超える
3	整合器及び避雷器	接地装置	26.175MHz以下の
4	整合器及び避雷器	避雷器	26.175MHzを超える

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持
2	電気通信業務の通信	災害の救援	電力供給の確保
3	有線通信	災害の救援	秩序の維持
4	有線通信	財貨の保全	電力供給の確保

A-10 次の記述は、虚偽の通信を發した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第106条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

A に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を發した者は、 B に処する。

	A	B
1	自己若しくは他人	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
2	自己若しくは他人	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
3	自己若しくは親族	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
4	自己若しくは親族	5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

A-11 次の記述は、モールス無線通信における通信中の周波数の変更について述べたものである。無線局運用規則（第35条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更の要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「 A」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「 B」及び変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）1回を続けて送信する。）、直ちに周波数（又は電波の型式及び周波数）を変更しなければならない。

	A	B
1	K	QSW
2	K	QSX
3	R	QSW
4	R	QSX

A-12 次の記述は、モールス無線通信において、2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときに、順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第127条の3及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 相手局の呼出符号	<input type="text"/> A
② DE	1回
③ 自局の呼出符号	<input type="text"/> B
④ K	1回

	A	B
1	それぞれ3回以下	3回以下
2	それぞれ3回以下	2回
3	それぞれ2回以下	3回以下
4	それぞれ2回以下	2回

A-13 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて A の停止を命じ、又は期間を定めて B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
 - (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
 - (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
 - (5) ①の命令又は制限に従わないとき。
 - (6) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	電波の発射	周波数若しくは空中線電力	2年
2	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	3年
3	無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	3年
4	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年

A-14 次の記述のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるときに該当するものはどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の免許人が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 4 無線局の免許人が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。

A-15 次の記述のうち、無線従事者とその免許を取り消されることがある場合に該当しないものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1年間継続して業務に従事しなかったとき。
- 2 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

A-16 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号のには、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、Aに変更を生じたとき又は免許証をBのために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真 C
- (3) Aの変更の事実を証する書類（Aに変更を生じたときに限る。）

	A	B	C
1	住所	破り、又は失った	1枚
2	住所	汚し、破り、若しくは失った	2枚
3	氏名	汚し、破り、若しくは失った	1枚
4	氏名	破り、又は失った	2枚

A-17 次の記述は、「有害な混信」の定義について述べたものである。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他のAの運用をBし、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれをCし若しくはBする混信をいう。

	A	B	C
1	特別業務	妨害	中断
2	特別業務	制限	反覆的に中断
3	安全業務	制限	中断
4	安全業務	妨害	反覆的に中断

A-18 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則（第5条）の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 137.8 kHz ～ 139.8 kHz
- 2 3,230 kHz ～ 3,400 kHz
- 3 7,300 kHz ～ 7,400 kHz
- 4 18,068 kHz ～ 18,168 kHz

A-19 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁から B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、 C 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-20 次の記述は、送信局の許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、同規則に規定されていないものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 2 送信局の属する国の政府は、その送信局の通信の相手方である受信局の設置者又は運用者に、必要に応じて許可書を発給することができる。
- 3 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

B-1 アマチュア局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- イ 免許人からの免許状の訂正の申請があった場合において、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
- エ 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、氏名を変更したときは、適宜免許状の氏名又は名称欄を訂正し、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B-2 次の記述は、アマチュア局の送信設備の空中線電力の表示について述べたものである。電波法施行規則（第4条の4第1項）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア A1A電波を使用する送信設備については、尖頭電力^{せん}をもって表示する。
- イ A3E電波を使用する送信設備については、搬送波電力^{せん}をもって表示する。
- ウ J3E電波を使用する送信設備については、尖頭電力^{せん}をもって表示する。
- エ F2A電波を使用する送信設備については、平均電力をもって表示する。
- オ F3E電波を使用する送信設備については、搬送波電力をもって表示する。

B-3 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 - (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) (5) 放送の受信
 - (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状（以下「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状等に記載された であること。
 - (2) 通信を行うため であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 無線設備の工事設計 2 非常通信 3 十分なもの 4 ところによるもの
- 5 必要最小のもの 6 通信事項 7 無線設備の設置場所 8 非常の場合の無線通信
- 9 通信の相手方若しくは通信事項 10 ものの範囲内

B-4 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する が他の無線設備の機能に な障害を与えるときは、その設備の に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を させることができる。

- 1 電波 2 電波若しくは高周波電流 3 施設者又は利用者 4 受信設備 5 検査
- 6 撤去 7 受信設備以外の受信設備 8 所有者又は占有者 9 継続的かつ重大 10 重大

B-5 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 構成国は、 ア の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する イ をとることを約束する。
- ② 主管庁は、 ウ を適用するに当たり、次の事項を エ するために必要な措置をとることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを オ こと。

- 1 禁止 2 公衆通信 3 国際通信 4 公表若しくは利用する 5 すべての可能な措置
- 6 その属する国の法令 7 技術的に可能な措置 8 禁止し、及び防止 9 他人の用に供する
- 10 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定